

漢元帝以降前漢の「是古非今を好む」改革について

—新莽復古改革の由来も含めて—

馬 彪

一 はじめに

前漢とはよく維新をとこなえる時代だといえ、陸賈が『新語』を作り、賈誼が『新書』を作ったことは当時の人々がどれほど維新を好むかをあらわせる。しかし、同じ前漢でもまた士大夫が「是古非今を好む」時代であったといえる。最も不思議なのは前漢を終わらせた新莽帝国は「復古」というスローガンをあげながら「新」の国号をなづけたことである。「新」を好むと「古」を好むとは矛盾するとみられるが、むしろ前期の前漢が漢帝国の新制度を建立していた時代における「新」を好む意識と後期前漢が百年以上を経た帝国管理の破綻に対しての「古」を好む意識していた実状であると考えられる。本稿はその「是古非今を好む」改革の実像や時代性について検討するものである。

二 前漢における「新」と「古」の好み

2.1 前漢における「新」を尊ぶ

廖伯源『説新—兼論年号之起源』に前漢における「新」を尊ぶという観点を提出した¹。前漢代の間はよく「新」や「更始」という言葉を好み、陸賈『新語』、賈誼『新書』、劉向『新序』、桓譚『新論』及び王莽の「新」国号と劉聖公の「更始」などがある。氏は前漢の人々が陰陽五行の天人感応説を信じ、彼らはだいたい「革命論」を持って、「天命無常、有徳者居之」による「再受命」できると主張したことを指摘した。最後に氏は「再受命者は更始なり、再新なり。『新』とは実に西漢における經学思想の中心である（再受命者、更始也、再新也。『新』実西漢經学思想之中心）」と結論を結びつけた。

2.2 「俗儒不達時宜、好是古非今」

『漢書』「元帝紀」に「孝元皇帝、宣帝太子也。母曰共哀許皇后、宣帝微時生民間。年二歳、宣帝即位。八歳、立為太子。壮大、柔仁好儒。見宣帝所用多文法吏、以刑名繩下、大臣楊惲・蓋寛饒等坐刺譏辞語為罪而誅、嘗侍燕從容言、「陛下持刑太深、宜用儒生。」宣帝作色曰、「漢家自有制度、本以霸王道雜之、奈何純任徳教、用周政乎。且俗儒不達時宜、好是古非今、使人眩於名実、不知所守、何足委任。」乃歎曰、「乱我家者、太子也。」とある。

そもそも「好是古非今」という言葉は漢の宣帝が当時の皇太子（漢元帝）を首としての儒者を罵る文言であった。本稿でいう「是古非今を好み」とは、漢元帝の時代からの前漢後期に流行していた儒者皇帝・士大夫集団に現実の不合理的な制度を改革したい意識とその意識による行動であることを定義する。

2.3 王莽の「新」国号と復古改革

王莽の「新」国号について二つの説があり、一には「新」は王莽は元々の「新都侯」であったので、「新都」の「新」を取って国号と為した。『論衡』「正説篇」に「秦起於秦、漢興於漢中、故曰猶秦漢。

¹ この観点は台湾中央研究院の廖伯源氏の説であり、前漢は維新意識が強い時代についての論述は詳しく台湾中央研究院の廖伯源氏『説新—兼論年号之起源』（『秦漢史論叢』五南圖書出版公司 2003年5月）3～29頁を参照。

猶王莽從新都侯起、故曰亡「新。」とあり、趙翼『廿二史札記』「元建国号始用文義」に「三代以下建国号者、多以国邑旧名、王莽建号曰新、亦以初封新都侯故也。」とある。

もう一の説は、「新」とは美号である。『白虎通義』「号」に「王者受命、必立天下之美号以表功自克、明易姓為子孫制也。夏・殷・周者、有天下之大号也（中略）。夏者、大也、明当守持大道。殷者、中也、明当為中和之道也。聞也、見也、謂当道著見中和之為也。周者、至也、密也、道德周密、無所不至也。何以知即政立号也。『詩』云、「命此文王、於周於京。」此改号为周、易邑為京也。『春秋伝』曰、『王者受命而王、必擇天下之美号以自称也。』」とある。

つまり、「新」という国号について地名²説と美名説という二説がある。先行研究には楊聯陞氏は二説とも可能だと主張する一方で、Dubs氏は地名説を支持して、理由は王莽が復古を尊ぶ者であり、新旧の「新」を国号とすることが嫌いだ³と考える。たしかに王莽は復古を尊ぶ者だったのに、なぜ「新」を国号としたかとの問題が残された。要するに、復古をしたい王莽は本当に「美名」の「新」が嫌いかと本稿にも明らかにしたいところである。

三 元帝以後、天子の礼についての「是古非今を好み」

宗廟・陵園・郊祀とは天子の礼における三つの主幹だともいえる。漢元帝から漢平帝まで朝廷内は如何なる現実も古制に合わず、宗廟祭祀をめぐる「廟議」という議論を三十年余りにも続けていた。例えば、元帝・成帝の時に士大夫が陵園の制度を「不知礼正」や「制度泰奢」として批判したり、郊祭の「事與古制殊」と「議」したりすることがあった。これらの「廟議」を行ったことは元帝以後における政治的な大事に君・臣の双方とも「是古非今を好み」特徴がはっきり現れた。

3.1 元帝以後、宗廟の「不応古礼」という「廟議」

唐初、古制を好むことによって有名となった朱子奢に「漢丞相韋玄成奏立五廟、劉歆議当七、鄭玄本玄成、王肅宗歆、於是歴代廟議不能一。」（『新唐書』「朱子奢伝」）と言ったことがある。かれが言及した韋玄成は漢元帝の丞相であり、劉歆は漢哀帝の中壘校尉である。彼のいう「廟議」は漢の元帝から漢の平帝まで議論が断続に三十年あまりに至ったことである。「廟議」とは、漢の元帝以後における最も重要な政治的な大事だったともいえよう。その「廟議」のなかで君・臣の双方とも如何なる「是古非今を好み」によって改革しようとしたかは、以下の史料によって検討しよう。

『漢書』「韋玄成伝」の記載によると元帝が初めに即位した時、経学家の諫大夫の貢禹は「古者天子七廟、今孝惠・孝景廟皆親尽、宜毀。及郡国廟不応古礼、宜正定」という奏言をした。貢禹は「古は天子が七廟なり」という古制によって2つの建議を提出した。第一には後嗣のない惠帝と景帝の廟を「宜しく毀」するべきとした。第二には「古礼に應じない」郡国の廟を廃止するべきとした。その際、元帝は貢禹の提案に慎重的な態度を取り、先ず第二の案に対して「廟議」を開き大臣らの意見を聞かせた。議論の結果、韋玄成ら「王不祭於下土諸侯」という『春秋』の義によって、今後「郡国に在る」先帝の宗廟なら一切建てず、修繕しないと決議して、元帝に「奏可」された。しかし、貢禹に提案されたもう一つの惠帝・景帝廟を「宜毀」することは簡単に通らなく、元・成・哀・平の四代の皇帝ともその案についての「廟議」を行ったが、はっきりとした結論がなかった。それらの一連の「廟議」の最も後の時代にも影響を与えた2つの提案は、上述した朱子奢のいう「韋玄成奏立五廟、劉歆議当七」というものである。

いわゆる「韋玄成奏立五廟」案は漢の元帝の永光年に彼の以下の奏言である。

「祖宗之廟世世不毀、繼祖以下、五廟而迭毀。今高皇帝為太祖、孝文皇帝為太宗、孝景皇帝為昭、

² 『漢書』「地理志」の「南陽郡」条に「新都、侯国」とある。

³ 楊聯陞氏とDubs氏との争論について、廖伯源氏『秦漢史論叢』7～8頁を参照。

孝武皇帝為穆、孝昭皇帝與孝宣皇帝俱為昭。皇考廟親未盡。太上・孝惠廟皆親盡、宜毀。太上廟主宜瘞園、孝惠皇帝為穆、主遷於太祖廟、寢園皆無復修。」

韋玄成らの古礼による提案には少なくとも二点くらい注目すべきだ。その一、明確に「五廟而迭毀」すなわち祖宗以下、五代を伝えたなら、その祖廟の祭祀は次々に廃棄すべきとしたこと。その二、初めて漢の建国以来、各代の歿した皇帝についての祭祀的な昭・穆の順を確定した。

「劉歆議当七」という案は漢の哀帝が初即位した時、彼が奏して曰く、

『礼記』「王制」及『春秋穀梁伝』、天子七廟、諸侯五、大夫三、士二。天子七日而殯、七月而葬。諸侯五日而殯、五月而葬。此喪事尊卑之序也、與廟数相応。其文曰：『天子三昭三穆、與太祖之廟而七。諸侯二昭二穆、與太祖之廟而五。』故德厚者流光、德薄者流卑。『春秋左氏伝』曰、『名位不同、礼亦異数。』自上以下、降殺以兩、礼也。七者、其正法数、可常数者也。宗不在此数中。宗、變也、苟有功德則宗之、不可預為設数。(中略)以七廟言之、孝武皇帝未宜毀。以所宗言之、則不可謂無功德。『礼記』「祀典」曰、『夫聖王之制祀也、功施於民則祀之、以勞定国則祀之、能救大災則祀之。』竊觀孝武皇帝、功德皆兼而有焉。(中略)『詩』云、『蔽芾甘棠、勿鬻勿伐、邵伯所茇。』思其人猶愛其樹、況宗其道而毀其廟乎。迭毀之礼自有常法、無殊功異德、固以親疏相推及。至祖宗之序、多少之数、經伝無明文、至尊至重、難以疑文虚説定也。孝宣皇帝举公卿之議、用衆儒之謀、既以為世宗之廟、建之萬世、宣布天下。臣愚以為孝武皇帝功烈如彼、孝宣皇帝崇立之如此、不宜毀。」上覽其議而從之。制曰、「太僕舜・中壘校尉歆議可。」(『漢書』「韋玄成伝」)

引用は少し長いが、劉歆は古文経の『春秋左氏伝』によって「天子七廟」の「七」という数は「其正法数、可常数也」と論じ、さらに武帝・宣帝の廟が「不宜毀」という結論を導いた。

ここでわかったのは最初、元帝時の貢禹・韋玄成から、最後、哀帝ときの劉歆までには、彼らが奏言した諸祖廟「宜毀」或いは「不宜毀」の理由はみな經典に記した古制に基づいたことである。そのみならず、彼らの観点をまとめれば、二つしかない。一は現行している廟制を「不応古礼」として批判すること、もう一つは儒家の經典に記した古礼によって漢朝の廟制を「宜正定」すべきだと主張した。廟制は皇帝制度の最も重要な礼儀に当たるので、批評が其の「不応古礼」のところを批判するのは「非今」といえ、儒家の經典に基づきそれを「正定」するのは「是古」といえるのであろう。元帝以後、士大夫らは漢帝国の最も重要な天子の礼儀にたいして「是古非今」という態度を取った一例であるが、ほかの制度への態度にも想像できると思われる。

3.2 「是古」君臣の陵園「制度泰奢」への批判と悔改

『漢書』「貢禹伝」に「元帝初即位、徵禹為諫大夫、数虚已問以政事。是時年歲不登、郡国多困、禹奏言、(中略)「(武帝)棄天下、昭帝幼弱、霍光專事、不知礼正、妄多臧金錢財物、鳥獸魚鼈牛馬虎豹生禽、凡百九十物、尽瘞臧之、又皆以後宮女置於園陵、大失礼、逆天心、又未必称武帝意也。昭帝晏駕、光復行之。至孝宣皇帝時、陛下恶有所言、群臣亦隨故事、甚可痛也。(中略)唯陛下深察古道、從其儉者、大減損乘輿服御器物、三分去二。子産多少有命、審察後宮、捫其賢者留二十人、余悉歸之。及諸陵園女亡子者、宜悉遣。独杜陵宮人数百、誠可哀憐也。(中略)故『詩』曰、「天難諶斯、不易惟王」、「上帝臨女、毋貳爾心」。「当仁不讓」、独可以聖心參諸天地、揆之往古、不可與臣下議也。」とある。

その結果、元帝が「納善其忠」して「遷禹為光禄大夫」としたが、安易に武帝以来設けた「諸陵園女」を減らしたこともなかった。ゆえに、元帝は貢禹の『詩経』によって「揆之往古」とした提案を「善」したが、同時に陵園制の改革問題にすぐ「是古非今」をしていなかったのは違いないのである。

しかし、漢の成帝にいたると士大夫らは再び陵園に「制度泰奢」(『漢書』「劉向伝」)だと批判し始めたので、ついに皇帝の動きを惹いた。成帝が即位してから自分の御陵として「延陵」を築き始めたあと、また別の「昌陵」も建て始めたが、その工事は莫大な浪費となった。それにたいして士大夫劉

向が上諫して曰く、

「臣聞『易』曰、「安不忘危、存不忘亡、是以身安而国家可保也。」(中略) 自古及今、未有不亡之国也。昔高皇帝既滅秦、將都雒陽、感寤劉敬之言、自以德不及周、而賢於秦、遂徙都關中、依周之德、因秦之阻。世之長短、以德為効、故常戰栗、不敢諱亡。孔子所謂「富貴無常」、蓋謂此也。(中略)

陛下即位、躬親節儉、始營初陵、其制約小、天下莫不稱賢明。及徙昌陵、增埤為高、積土為山、發民墳墓、積以萬數、營起邑居、期日迫卒、功費大萬百餘。死者恨於下、生者愁於上、怨氣感動陰陽、因之以饑饉、物故流離以十萬數、臣甚懼焉。以死者為有知、發人之墓、其害多矣。若其無知、又安用大。(中略) 唯陛下上覽明聖黃帝・堯・舜・禹・湯・文・武・周公・仲尼之制、下觀賢知穆公・延陵・樛里・張枳之意。孝文皇帝去墳薄葬、以儉安神、可以為則。秦昭・始皇增山厚臧、以侈生害、足以為戒。初陵之樞、宜從公卿大臣之議、以息衆庶。」(『漢書』「劉向伝」)

劉向が奏言したあとの永始元年に成帝が詔して曰く、

「朕執德不固、謀不尽下、過聽將作大匠萬年言昌陵三年可成。作治五年、中陵・司馬殿門内尚未加功。天下虛耗、百姓罷勞、客土疏惡、終不可成。朕惟其難、怛然傷心。夫『過而不改、是謂過矣。』其罷昌陵、及故陵勿徙吏民、令天下毋有動搖之心。」(『漢書』「成帝紀」)

すなわち成帝は即位した後の十三年目、劉向が上奏してから、『論語』「衛靈公」の「過而不改、是謂過矣」という孔子の言葉で「過」を悔したので、「昌陵を罷」した。

3.3 成帝の「事與古制殊」という郊祀を議す

天子の制に「是古非今」改革として遅くなったのは郊祀制度の改革であり、その改革が成帝時代における匡衡などの士大夫がした奏言によって始めた。『漢書』「郊祀志」に

「成帝初即位、丞相(匡)衡・御史大夫(張)譚奏言、「帝王之事莫大乎承天之序、承天之序莫重於郊祀、故聖王尽心極慮以建其制。祭天於南郊、就陽之義也。瘞地於北郊、即陰之象也。天之於天子也、因其所都而各饗焉。往者、孝武皇帝居甘泉宮、即於雲陽立泰畤、祭於宮南。今行常幸長安、郊見皇天反北之泰陰、祠后土反東之少陽、事與古制殊。(中略) 昔者周文武郊於豐鄗、成王郊於雒邑。由此觀之、天隨王者所居而饗之、可見也。甘泉泰畤、河東后土之祠宜可徙置長安、合於古帝王。願與群臣議定。」奏可。大司馬車騎將軍許嘉等八人以為所從來久遠、宜如故。右將軍王商・博士師丹・議郎翟方進等五十人以為『礼記』曰「燔柴於太壇、祭天也。瘞薶於大折、祭地也。」兆於南郊、所以定天位也。祭地於大折、在北郊、就陰位也。(中略) 長安、聖主之居、皇天所觀視也。甘泉・河東之祠非神靈所饗、宜徙就正陽大陰之處。違俗復古、循聖制、定天位、如礼便。於是衡・譚奏議曰、「(中略) 今議者五十八人、其五十人言當徙之義、皆著於經傳、同於上世、便於吏民。八人不案經藝、考古制、而以為不宜、無法之議、難以定吉凶。(中略) 宜於長安定南北郊、為萬世基。」天子從之。」とある。「郊祀志」にまた曰く、「匡衡坐事免官爵。衆庶多言不當變動祭祀者。」とある。

その時、もう一人の士大夫劉向が立ち上がり「言不当變動祭祀者」を支持した。彼は「祖宗所立神祇旧位、誠未易動。(中略) 及漢宗廟之礼、不得擅議、皆祖宗之君與賢臣所共定。古今異制、經無明文、至尊至重、難以疑說正也。」と上奏したあと、皇太后が成帝の代わりに詔して『春秋』大復古、善順祀。其復甘泉泰畤、汾陰后土如故、及雍五畤・陳宝祠在陳倉者。「天子復親郊礼如前。又復長安・雍及郡国祠著明者且半。」としたので、郊祀の改革は大体は失敗した。

しかし、哀帝が即位した後になると、天子が「寢疾」になったため、「復甘泉泰畤、汾陰后土祠如故」とした。漢の平帝に至って王莽秉政によって一百四十七人の郊議が行われたあと、王莽は上奏して曰く「臣愚以為皇考廟本不当立、累世奉之、非是。又孝文太后南陵、孝昭太后雲陵園、雖前以礼不復修、陵名未正。謹與大司徒晏等百四十七人議、皆曰孝宣皇帝以兄孫継統為孝昭皇帝後、以数、故孝元世以孝景皇帝及皇考廟親未盡、不毀。此兩統貳父、違於礼制。案義奏親諡曰『悼』、裁置奉邑、皆宥經義。

相奏悼園称『皇考』、立廟、益民為鼎、違離祖統、乖繆本義。父為士、子為天子、祭以天子者、乃謂若虞舜・夏禹・殷湯・周文・漢之高祖受命而王者也、非謂繼祖統為後者也。臣請皇高祖考廟奉明園毀勿修、罷南陵・雲陵為鼎。」(『漢書』「韋玄成傳」) このように前漢の「王」統による皇室祭祀系統は、王莽らの提案でついに実現された。

引文はやや長いが、成帝が初即位した時、丞相の匡衡から平帝時の王莽らまでのいくつかの上奏をわかりやすくまとめていうと、いくつかのポイントがある。第一には、「郊祀」とは最も大切な「帝王の事」であり、その中には南郊での祭天を以って「陽之義」に応じ、北郊での祭地を以って「陰之義」に応じる。第二には、武帝が常に長安以北の甘泉宮に居られていたので、宮の南における雲陽での泰時を以って祭天したが、今日の長安を中心としていうと、祭天する泰時は逆に陰のところにあたって、后土の祭祀は逆に東方の少陽の処になってしまった。これらの事は「與古制殊」といえる。第三には、泰時・后土の祠を長安へ徙して「合於古帝王」にしようとして、泰時を南郊に建て祭天し、后土の祠を北郊に建て祭地することによって陰陽の位に合うようにという提案を出した。第四には、前漢における天子の祖祭には実際に「祖統」と「王」統と併存していた状況にたいして、一部の士大夫は「祭以天子者、乃謂若虞舜・夏禹・殷湯・周文・漢之高祖受命而王者也、非謂繼祖統為後者也」という立場に立ち、「王」統を賛して「祖統」を非難した。第五には、郊議のなかには常に両派によって相反する意見があり、しかも少数派は「不案經藝、考古制」となるので、既存している郊祠を遷徙或いは撤銷したりすることを反対したが、多数派は「經傳」によって一部の郊祠を遷徙、或いは撤銷したりすると主張した。平帝時代に王莽らの「郊議」案は後者にあたるものであった。

つまり、前漢後期における郊祀制度の改革は、非常に困難なことで、成・哀・平帝を経て前漢末年に至って「三十餘年間、天地之祠五徙」(『漢書』「郊祀志」)になって、反復不定の状態となったのは当時の事実である。そう言ったにもかかわらず、天子の礼を改革しようとする過程のなかに、士大夫らは儒家經典や古代礼制を基づいて、既存している「郊祀」制度の不合理のところのたいていの改革には、たしかに濃厚な「是古非今を好み」特徴があったのは間違いないと断言することができると思われる。

四 古文を以って今文を校しての「興辟癰」と「五運」を正す

秦漢帝国の時代は官僚を選挙する制度を創立した時期であり、太学や辟癰を建立して、「通經取仕」とよばれる儒家の經典を通曉してから仕途に出るのは、選挙制の重要な一環である。しかし、「通經取仕」の「通經」とは、前漢の成帝までただの今文經学を通じる者しか選挙されなかった。漢の成帝が「求遺書於天下」をした後は、古文經を治する者も選挙される資格を取ったのみならず、長年にわたって議論しても未決した漢運が何の徳にあたるかの難問題も古文經を根拠として解決した。このような動きは元帝以後における「好是古非今」という時代風潮によって産物だったといえよう。

4.1 漢成帝の「求遺書於天下」と古文を以って今文を校す

『漢書』「芸文志」に「漢興、改秦之敗、大収篇籍、広開献書之路。迄孝武世、書缺簡脱、礼壞樂崩、聖上喟然而称曰、「朕甚閔焉！」於是建藏書之策、置写書之官、下及諸子伝説、皆充祕府。至成帝時、以書頗散亡、使謁者陳農求遺書於天下。詔光禄大夫劉向校經傳諸子詩賦、步兵校尉任宏校兵書、太史令尹咸校数術、侍医李柱国校方技。每一書已、向輒条其篇目、撮其指意、録而奏之。会向卒、哀帝復使向子侍中奉車都尉歆卒父業。歆於是総群書而奏其『七略』、故有『輯略』、有『六芸略』、有『諸子略』、有『詩賦略』、有『兵書略』、有『術数略』、有『方技略』。今刪其要、以備篇籍。」とある。

ここでわかるのは、たしかに「漢興」のときにも「広開献書之路」としたが、武帝の世に至っても

まだ「書缺簡脱」という現実に抜けられないので、「礼壊楽崩」の状態が変わらなかった。この『漢書』著者の観点は正しいと思う。さらにいうと、古典によく高く評価された武帝の「興太学、尊儒術」とは、むしろ後の時代における文化発達に向けるスタートのみ、武帝時代には「書缺簡脱、礼壊楽崩」という現状を無視することができなかつた。その段階は前漢の元帝以後の文化復興とはけた違いレベルだったとしかいえない。

例えば、各時代の儒者登用した実例をあげてみると、筆者がかつて公卿階層のなかの儒者の比例を統計して、以下のような結果を得た。すなわち、武帝期には 4.8%、昭帝 9.8%、宣帝 21.9%、元帝 24.5%、成帝 20.7%、哀帝 23.6%、平帝 26.8%であることがわかつた⁴。したがって、武帝がたしかに儒術を推奨したが、儒者の入仕比例がまだ少なかつた。宣帝が「霸王道雜之」と強調したが、官僚階層の儒者化傾向はすでに始まつた。平帝の時代に至って官僚の儒者比例はすでに 25%以上になつた。換言すれば、武帝以後になると「礼壊楽崩」という局面はようやく打破し始まつた。その原因を追究すれば、成帝時時代の「以書頗散亡、使謁者陳農求遺書於天下」という政策にかかわると考えられる。

ここで強調したいのは、まさにこの時期は本稿の検討している「是古非今を好み」という改革の時代にあたるということである。そして、なぜ成帝が「天下に遺書を求める」によって「礼壊楽崩」の局面を打破し始まつたかとの課題が出た。少なくとも考えられる原因の一つは、当時に劉向・劉欣等のおおぜいの古文経書を校正することができる大学問者がすでに出た。これが武帝の時代にはまだなかつた条件である。この結論を結んだ史料は『漢書』にみられる。例えば「芸文志」に、

「凡易十三家、二百九十四篇。(中略) 訖于宣・元、有施・孟・梁丘・京氏列於学官、而民間有費・高二家之説。劉向以『中古文易経』校施・孟・梁丘経、或脱去「無咎」・「悔亡」、唯費氏経與古文同。」とある。

また、「凡小学十家、四十五篇」とあるように、武帝の後になると古文書が多数出たので、字書への必要性が急に高くなって、まず元帝時代の『急就篇』が成書して、そのあと字書が数多く出たのは看過することができない。以下はそれらの字書に関する記録である。

「元帝時黄門令史游作『急就篇』、成帝時将作大匠李長作『元尚篇』、皆『蒼頡』中正字也。『凡将』則頗有出矣。至元始中、徵天下通小学者以百数、各令記字於庭中。揚雄取其有用者以作『訓纂篇』、順統『蒼頡』、又易『蒼頡』中重複之字、凡八十九章。臣復統揚雄作十三章、凡一百二章、無復字、六芸群書所載略備矣。『蒼頡』多古字、俗師失其説、宣帝時徵齐人能正説者、張敞從受之、伝至外孫之子杜林、為作訓故、并列焉。」

したがって、一見同じくみられる皇帝の民間所蔵する書籍を収集しようという動きだが、『漢書』には漢初、民間から「献書」してくれ、武帝の朝廷が「蔵書」してくれ、成帝の「遺書を求める」と記録された。やはり民間に残されている古籍を求めようという「求」字で、成帝の時代に朝廷がどれほど古籍が欲しくて、これまでの「礼壊楽崩」局面を打破しよう強い意識が現れた。その「遺書を求め」った結果は、朝廷内に「劉向以『中古文易経』校施・孟・梁丘経」、即ち以古文経を標準として今文経を校正する動きができ、朝野とも古文字を尚ぶ「小学」の研究もブームになつた。その時、ついに「六芸群書所載略備矣」となつたのは、単なる文献学研究のブームではなく、当時、君臣とも「好是古非今」という時代の具体的な特徴だといえよう。

4.2 劉向の古物よつての「興辟癰、隆庠序」という提案

「辟癰」とは大学であり、京都に設置するもの。「庠序」とは地方学校の学校である。二者とも早くから儒家經典に見られた。例えば、『礼記』「王制」に「天子命之教、然後為学。小学在公宮南之左、

⁴ 馬彪『秦漢豪族社会研究』第五章「論漢代『儒宗』士大夫官僚階層」(中国書店 2002) 94-95 頁を参照。

大学在郊、天子曰辟雍、諸侯曰頓宮。」とあり、『孟子』「梁惠王上」に「謹庠序之教、申之以孝弟之義。」とある。

『漢書』「董仲舒伝」に「立大学以教於国、設庠序以化於邑。」と記したが、いわゆる「興辟雍、隆庠序」とはたしかに漢の成帝の時代に提案されて、平帝の時代に至ってから建てることができた。それも当時の「好是古非今」という時代的な産物だといえる。

『漢書』「礼楽志」に「至成帝時（綏和元年）⁵、韃為郡於水濱得古磬十六枚、議者以為蕭祥。劉向因是說上、「宜興辟雍、設庠序、陳礼楽、隆雅頌之聲、盛揖攘之容、以風化天下。如此而不治者、未之有也。（中略）夫教化之比於刑法、刑法輕、是舍所重而急所輕也。且教化、所恃以為治也、刑法所以助治也。今廢所恃而獨立其所助、非所以致太平也。自京師有諍逆不順之子孫、至於陷大辟受刑戮者不絶、繇不習五常之道也。夫承千歲之衰周、繼暴秦之余敝、民漸漬惡俗、貪饕險詖、不閑義理、不示以大化、而獨毆以刑罰、終已不改。故曰、『導之以礼楽、而民和睦。』初、叔孫通將制定礼儀、見非於齊魯之士、然卒為漢儒宗、業垂後嗣、斯成法也。」成帝以向言下公卿議、会向病卒、丞相大司空奏請立辟雍。案行長安城南、宮表未作、遭成帝崩、群臣引以定諡。及（平帝時——引用者注）王莽為宰衡、欲燿衆庶、遂興辟雍、因以纂位、海内畔之。」

ここでわかったのは、成帝の時、劉向が「興辟雍、隆庠序」という提案を提出した動機は、かれが「今」の「受刑戮者不絶」という「太平」ならない原因を「不習五常之道也」にあると考えたゆえんである。したがって、かれが「今」の「獨毆以刑罰、終已不改」という社会悪を絶するために、『導之以礼楽、而民和睦』とするべきだと考えた。ゆえにかれは「興辟雍、設庠序、陳礼楽、隆雅頌之聲、盛揖攘之容、以風化天下」と上奏した。残念ながら、その上奏をしたあと、劉向と成帝とも相継いで去世したので、辟雍の建立は平帝の王莽秉政した時期に延長した。そう言っても、「成帝崩、群臣引以定諡」という記載に注釈した孟康に「諡法曰『安民立政曰成』。帝欲立辟雍、未就而崩、群臣議諡、引為美、謂之成」（『漢書』「礼楽志」）というコメントから、成帝の時代に君臣とも「辟雍を興う」と決心したのは確実なことであろうと考えられる。

4.3 劉向父子の「列是非、作『五紀』論」

『東觀漢記』「光武紀」に「自（光武）帝即位、按図讖、推五運、漢為火德、周蒼漢赤、木生火、赤代蒼。」とあったが、実はその後漢の人がいう「推五運」によって「漢為火德」と判断したのは、早く前漢末の劉向父子がともに「列是非、作『五紀』論」で「論」した。

『漢書』「律曆志」に「漢興、方綱紀大基、庶事草創、襲秦正朔。以北平侯張蒼言、用『顓頊曆』、比於六曆、疏闊中最为微近。然正朔服色、未睹其真、而朔晦月見、弦望滿虧、多非是。至武帝元封七年、漢興百二歲矣、大中大夫公孫卿・壺遂・太史令司馬遷等言「曆紀壞廢、宜改正朔」。是時御史大夫兒寬明經術、上乃詔寬曰、「與博士共議、今宜何以為正朔？服色何上？」寬與博士賜等議、皆曰、「帝王必改正朔、易服色、所以明受命於天也。創業變改、制不相復、推伝序文、則今夏時也。臣等聞学褊陋、不能明。陛下躬聖發憤、昭配天地、臣愚以為三統之制、後聖復前聖者、二代在前也。今二代之統絶而不序矣、唯陛下發聖德、宣考天地四時之極、則順陰陽以定大明之制、為萬世則。」（中略）乃詔遷用鄧平所造八十一分律曆、罷廢尤疏遠者十七家、復使校曆律昏明。宦者淳于陵渠復覆『太初曆』晦朔弦望、皆最密、日月如合璧、五星如連珠。陵渠奏狀、遂用鄧平曆、以平為太史丞。

至孝成世、劉向總六曆、列是非、作『五紀論』。向子歆究其微妙、作『三統曆』及『譜』以說『春秋』、推法密要、故述焉。」と記した。

⁵ 『資治通鑑』「漢紀」の紀年にしたがって綏和元年だとした。

劉歆は大量に「左氏伝之辞」（師古語）と引用して漢代が火運にある理論を述べた。班氏は劉歆の観点を如下のようにまとめた。

『漢書』「五行志」に「夫曆『春秋』者、天時也、列人事而因以天時。伝曰、「民受天地之中以生、所謂命也。是故有礼誼動作威儀之則以定命也、能者養以之福、不能者敗以取禍。」故列十二公二百四十二年之事、以陰陽之中制其礼。故春為陽中、萬物以生。秋為陰中、萬物以成。是以事举其中、礼取其和、曆数以閏正天地之中、以作事厚生、皆所以定命也。『易』金火相革之卦曰「湯武革命、順乎天而応乎人」、又曰「治曆明時」、所以和人道也。」とある。

『漢書』「律曆志」に「漢興、北平侯張蒼首律曆事、孝武帝時樂官考正。至元始中王莽秉政、欲耀名誉、徵天下通知鐘律者百余人、使羲和劉歆等典領条奏、言之最詳。」とある。

要するに、漢代に成帝期の劉向・劉歆父子が「列是非、作『五紀』論」を出してから、漢初以來、議論続いてもなかなか決められなかった暦法・正朔・統運など当時の帝国としての時代的な難問題はようやく劉氏父子の漢運火徳説で結論を結んだ。ここで注目すべきなのは、劉向・劉歆が張湯・司馬遷のあと、帝国の「統」「運」などの問題を解決することができた一つ要因は、彼ら君臣みな「好是古非今」しよう時代にあったチャンスを得たことだと考えられる。なぜならば、文帝の時に同じく古文経の『春秋左氏伝』を根拠としての賈誼の論が提出されたが張蒼から激しく反対されたので実現されてなかった。しかし、成帝期になって劉歆の論が重視されたことは時代の気運が儒学に有利になったことを無視できない。

五 元帝以後官僚制度の「是古非今を好み」

秦漢時代の官制は元帝以後になってから一つの古制を真似して、既存する制度の不合理性を改善してみた階段を経た。そのなかに目立つのは三公職の設置や中書職の宦官禁止や古制によつての官名変更や漢初以來「任子令」の廃除等である。

5.1 古制によつて内外朝「三公」職の創立

古代中国の官制史上に二つの「三公」職があり、一つは上古の周王朝時代に太師・太傅・太保という三公である。『書』「周官」に「立太師・太傅・太保、茲惟三公、論道經邦、燮理陰陽。」と載せたのはそれである。もう一つは秦漢時代におけるいわゆる「三公九卿」の俗称的な「三公」であり、すなわち丞相・太尉・御史大夫という三職である。しかし、本稿に論じたいのは漢の元帝之後、「好是古非今」意識によつて形成した二つの「三公」職であり、一応内朝官「三公」と外朝官「三公」だと名付けたい。

先ず、漢代には周代の「太師」「太傅」「太保」という職を模倣した内朝官「三公」について検討しよう。『漢書』「百官公卿表序」に

「太傅、古官、高后元年初置、金印紫綬。後省、八年復置。後省、哀帝元寿二年復置。位在三公上。太師・太保、皆古官、平帝元始元年皆初置、金印紫綬。」と記したが、その三者の設置年代及び相互関係を表示すれば、以下の通りである。

職称/時代	周代	漢高后	文～成帝	哀帝	平帝（王莽秉政）
太傅	○	○	×	○	○
太師	○	×	×	×	○
太保	○	×	×	×	○

ここではっきりとなったのは、漢代の内朝官「三公」職はたしかに前漢末まで全くなかったでもないが、三職揃ってできたのは王莽秉政した平帝の時代になった。言い換えると、この一例だけでものちに王莽が復古改革を行ったのは、彼の独り行動ではなく、むしろ元帝以後「好是古非今」の必然的な所産だと言っても過言でもない。

次には司馬・司徒・司空との外朝官「三公」を検討したい。『漢書』「朱博伝」に「及成帝時、何武為九卿、建言「古者民朴事約、国之輔佐必得賢聖、然猶則天三光、備三公官、各有分職。今末俗之弊、政事煩多、宰相之材不能及古、而丞相独兼三公之事、所以久廢而不治也。宜建三公官、定卿大夫之任、分職授政、以考功效。」とあるように、漢代の「三公官を建つ」という提案は最も早くは哀帝の時に何武が提出したものであり、彼が今日は古代より「政事煩多」のため、「丞相独兼三公之事」から「分職授政」となるように「三公官を建つ」という理由をはっきり述べた。

そもそも、前漢時代における朝廷の丞相制が三公制へ転換したのは古代中国の官制史上にも一大変化ともいえよう。その変化について唐の杜佑に

「秦并天下、建皇帝之号、立百官之職、不師古。始罷侯置守、太尉主五兵、丞相總百揆。又置御史大夫、以貳於相。」⁶といったことがある。すなわち、秦から前漢にかけての中央政府に設けられた丞相・御史大夫・太尉があるが、たびたび「三公」という俗称があっても、三ポストは同じランクの官僚ではなかった。すなわち、丞相は「總百揆」する役で、帝国中央政府にて天子の補佐として朝廷の總管である。御史大夫は副丞相であり、太尉は専ら軍事を司る。後の二者とも丞相より下のランクに占めた。

しかし、漢の成帝期、すなわち上述した外戚王氏一族が実権を握る時代になると、「三公」とはようやく俗称ではなく、正式な官名となった。杜佑はそれについて次のように言った。「成帝改御史大夫為司空、與大司馬・丞相是為三公、皆宰相也」となった⁷。そこから、むかしは皇帝の下に一人の人間に集中した丞相の権力が三人に平等に分担されるようになった。結局は「好是古非今」の時代に秦帝国以来、丞相が持ってきた実権力を分散していった。

5.2 「罷中書宦官」と諸侯王「内史如都尉」

『漢書』「佞幸伝」に元帝の初年、「(蕭)望之領尚書事、知(石)頭專權邪辟、建白以為「尚書百官之本、国家枢機、宜以通明公正處之。武帝游宴後庭、故用宦者、非古制也。宜罷中書宦官、宥古不近刑人。」とあり、『漢書』「成帝紀」臣瓚の注に「漢初中人有中謁者令。孝武加中謁者令為中書謁者令、置僕射。宣帝時、任中書官弘恭為令、石頭為僕射。元帝即位數年、恭死、頭代為中書令、專權用事。至成帝乃罷其官。」とした。

ここでわかるのは、武帝期以来内朝官としての宦官を登用してきたことにたいして、士大夫から警戒が始まったので、元帝の時に至って彼らは「是古非今」という立場で、君主が「古、刑人に近ず」という理由によって「罷中書宦官」という要求を出した。士大夫の「是古非今」主張は元帝の時に実現できなかったが、ついに成帝期に至って目標達成した。

朝官のみならず、元帝以後の士大夫はまたよく古法を借りて地方官制度を改革してみた。例えば、古典によると、「内史」の職は周時代に法令を掌り、文書を拟定し、国君に助けて諸侯や卿大夫を策命し、爵禄の廢置にも責任を負った。『周礼』「春官」に「内史掌王之八枋之法、以詔王治。(中略)执国法及国令之貳、以考政事、以逆會計。」とある。

しかし、前漢帝国の時代になってから諸侯王の地位が落ちたとともに、内史の職は低くなってしまった。『漢書』「百官公卿表」に「諸侯王、高帝初置、金璽黻綬、掌治其国。有太傅輔王、内史治国民、

⁶ 『通典』「職官一・歴代官制總序」。

⁷ 『通典』「職官一」。

中尉掌武職、丞相統衆官、群卿大夫都官如漢朝。景帝中五年、令諸侯王不得復治國、天子為置吏、改丞相曰相、省御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士官、大夫・謁者・郎諸官長丞皆損其員。武帝改漢內史為京兆尹、中尉為執金吾、郎中令為光祿勳、故王國如故。損其郎中令、秩千石。改太僕曰僕、秩亦千石。成帝綏和元年省內史、更令相治民、如郡太守、中尉如郡都尉。」と記した。要するに、漢の高帝・景帝・武帝・成帝期の百年余りを経て内史の権力はついにゼロになってしまった。それに対して士大夫らは不満を出した。

『漢書』「何武伝」によると、成帝の綏和年に「御史大夫司空（何武）、與丞相方進共奏言、「往者諸侯王斷獄治政、內史典獄事、相總綱紀輔王、中尉備盜賊。今王不斷獄與政、中尉官罷、職并內史、郡國守相委任、所以壹統信、安百姓也。今內史位卑而權重、威職相踰、不統尊者、難以為治。臣請相如太守、內史如都尉、以順尊卑之序、平輕重之權。」制曰、「可。」以內史為中尉。」となった。

つまり、諸侯国の内史職は漢の高帝期における「治国民」という職務であったが、後に景帝・武帝期に至ってもいくばくの改革を経ても大きな変化がなかった。しかし綏和元年になると、成帝は郡制を標準として諸侯国制を改革してから、ただ「相」と「中尉」を設置して政治・軍事を掌り、「相」は郡守に相当して、「中尉」は郡都尉にあたるため、「内史」の職が廃された。その官僚制改革を反対した士大夫の何進等は「往者」と呼ぶ先秦時代における諸侯国の内史が「獄事を典る」古制にしたがって、今日の「中尉」が軍事を掌る改革は否として、「内史、都尉の如く」して「以順尊卑之序、平輕重之權」となるように提案した。これが士大夫ら「往者」の古制を利用して現行の制度を否定して、別の職官を設置した一例である。

5.3 選挙制における「任子令」の廃棄と「赦小過挙賢才」

前漢時代における選挙制のなかに「任人唯賢」か「任人唯親」かとはよく儒家の士大夫古制によって議論された話題であった。ここでは「任子令」の廃止と「小過を赦し、賢才を挙げる」について、前漢後期の「好是古非今」意識から選挙制改革への影響を述べたい。

前漢の官僚登用制に武帝期からよく士大夫に非難された「任子令」があり、その規制に「吏二千石以上視事満三年、得任同産若子一人為郎」（『漢儀注』）と定めた。「任」は保なり。「任子」はすなわち父または兄の功績によって保挙を得て官職を任ずられること。まずは関連史料をまとめよう。

『漢書』「董仲舒伝」に「夫長吏多出於郎中・中郎、吏二千石子弟選郎吏、又以富訾、未必賢也。」とある。

宣帝の時、王吉の上疏に「舜・湯不用三公九卿之世而舉皋陶・伊尹、不仁者遠。今使俗吏得任子弟、率多驕驚、不通古今、至於積功治人、亡益於民、此『伐檀』所為作也。宜明選求賢、除任子之令。」（『漢書』「王吉伝」）とある。

『漢書』「哀帝紀」に、哀帝初即位于綏和二年（前7年）下詔、「除任子令及誹謗詆欺法」とあり、応劭の注に、「（任子令）不以德選、故除之。」（顔師古注引）とある。

『論語』「子路篇」に季氏の家臣の仲弓は、孔子に如何なる政事をつかさどるか尋ねたら、孔子が『赦小過、挙賢材』と答えた。

『漢書』「平帝紀」に、

「帝年九歳、太皇太后臨朝、大司馬（王）莽秉政、百官總己以聽於莽。詔曰、「（中略）及選挙者、其歴職更事有名之士、則以為難保、廢而弗挙、甚謬於赦小過挙賢材之義。対諸有臧及内悪未発而薦挙者、皆勿案驗。令士厲精郷進、不以小疵妨大材。自今以来、有司無得陳赦前事置奏上。有不如詔書為虧恩、以不道論。定著令、布告天下、使明知之。」とある。

以上の史料をまとめていうと、前漢の元帝以後、「好是古非今」たる士大夫は、不論廢除旧制の廢止と新制の設置とも古典にあるかどうか、または古制に違反するかどうかの標準ではかることがわかった。

六 古制を模倣しての「限田」「限奴」と度量衡標準器の制定

土地制と税収制とは秦漢帝国における国計・民生にかかわるいわゆる「食貨」「民政」という大事である。戦国以来、土地買賣の公開化となったのは、大いに社会生産力を促進した一方で、富裕層の土地兼并与農民の奴隷化問題が深刻させたので、さらに国家賦税と人口減少の問題を惹いてしまった。このような社会問題は国富民強たる武帝時代には一層激しくなっていた。また、秦の始皇帝が秦制を広げ、帝国の度量衡を統一してから、二百年近くなった前漢末に至って、帝国の税収と穀物管理の複雑化によって「石」（斛）制の不標準の問題はますます無視できなくなった。これらの土地制と税収制に直接にかかわる古制を模倣する「限田」「限奴」という改革や「嘉量」という度量衡標準器の改定は、みな前漢後期の「好是古非今」時代で発生したのは決して偶然ではないと考えられる。

6.1 哀帝時における師丹から古「井田」の賛美と「宜略為限」案

早くも武帝の時に董仲舒が上疏して曰く「至秦則不然、用商鞅之法、改帝王之制、除井田、民得賣買、富者田連仟伯、貧者亡立錐之地。又顯川沢之利、管山林之饒、荒淫越制、踰侈以相高。邑有人君之尊、里有公侯之富、小民安得不困。（中略）漢興、循而未改。古井田法雖難卒行、宜少近古、限民名田、以澹不足、塞并兼之路。塩鉄皆歸於民。去奴婢、除専殺之威。薄賦斂、省繇役、以寛民力。然後可善治也。」（『漢書』「食貨志」）とある。しかし、「仲舒死後、功費愈甚、天下虚耗、人復相食」。（『漢書』「食貨志」）とある。

この史料によって董仲舒の指摘した「除井田、民得賣買、富者田連仟伯、貧者亡立錐之地」という問題と「宜少近古、限民名田、以澹不足、塞并兼之路」という提案は帝国支配者に聞き受けることがなかったとわかる。

また、『漢書』「食貨志」に

「哀帝即位、師丹輔政、建言、「古之聖王莫不設井田、然後治乃可平。孝文皇帝承亡周乱秦兵革之後、天下空虚、故務勸農桑、帥以節儉。民始充實、未有并兼之害、故不為民田及奴婢為限。今累世承平、豪富吏民訾數鉅萬、而貧弱愈困。蓋君子為政、貴因循而重改作、然所以有改者、將以救急也。亦未可詳、宜略為限。」天子下其議。丞相孔光・大司空何武奏請、「諸侯王・列侯皆得名田國中。列侯在長安、公主名田界道、及關内侯・吏民名田皆毋過三十頃。諸侯王奴婢二百人、列侯・公主百人、關内侯・吏民三十人。期尽三年、犯者没入官。」時田宅奴婢賈為減賤、丁・傳用事、董賢隆貴、皆不便也。詔書且須後、遂寢不行。」とある。

哀帝時の師丹・孔光・何武らは武帝時の董仲舒と比べてみると、少なくとも二つの相違点がみられる。第一は、大司馬の師丹・丞相の孔光・大司空の何武はみな董仲舒より実権を握る者であったことで、彼らは「好是古非今」の改革派となった。第二は、董仲舒の問題提出と違い、彼らの「建言」には具体的な限田と限奴の数量まで示したのみならず、明確的に「名田」制の案を定めた。彼らは改革の理念を具体化した。換言すれば、同じ「是古非今」だといえるが、武帝時の儒臣はまだ指摘や批判するしかない段階だったが、哀帝時の改革派が土地制改革を実施する準備がすでにできていた。本格の土地制改革が当然、朝野の利益既得者に猛反対されたので、「名田」制は擱置された。そういってもその「名田」制はのちに新莽時代に実施した「王田」制や後漢劉秀の成功した「度田」制の先駆者だと位置づけられよう。

6.2 士大夫の「是古非今」税賦改革による戸籍の「殷盛」

漢帝国の賦税制度は元帝以降に発達した時期に至ったのは、文献史料のみならず出土資料でも証明することができる。

元帝時、御史大夫の貢禹に「以為古民亡賦算口錢、起武帝征伐四夷、重賦於民、民產子三歲則出口錢、故民重困、至於生子輒殺、甚可悲痛。宜令兒七歲去齒乃出口錢、年二十乃算。」と上奏して、「天子下其議、令民產子七歲乃出口錢、自此始。」（「貢禹伝」）となった。

貢禹は「古民亡賦算口錢」というよい制度として、「起武帝征伐四夷、重賦於民」が戸籍上の人口減少と税収制への悪影響を与えたと批判した。さらに賦税制の改革を実施した。その賦税制の改革はたしかにその後人口増長の結果を迎えた。

1993年、発見した江蘇省連雲港市前漢中晩期尹湾漢墓群から大量の簡牘文書を出土した。そのなかの『集簿』という簡牘資料は漢代の人口や異なる年齢の男女比例及び人民の寿命などを記したものである。『集簿』は成帝晩年の記録であり、例えばそのデータによって十年余りの間に、東海郡の戸口は92124戸が増して、人口は162014人が増した⁸。その増加率が『漢書』「地理志」に記した平帝元始年のデータと合致する⁹。『漢書』「地理志」に自漢高祖至於平帝、「民戸千二百二十三萬三千六十二、口五千九百五十九萬四千九百七十八。漢極盛矣。」とある。

平帝元始年が王莽秉政の時期にあたるので、（清）王鳴盛が「戸口之盛、必多増飾」¹⁰という疑いのコメントを出した。しかし、王氏と違うコメントもある。例えば顔師古に「漢之戸口当元始時最為殷盛、故志舉之以為數也。後皆類此。」と言った。

いずれにせよ、漢成帝元延年の東海郡の戸口と人口のデータと『漢書』「地理志」に載せた元始年の戸口データについて、さらなる研究する余地があるとしても、前漢晩期における士大夫が「是古非今」によつての税賦改革が戸口を引き上げた「殷盛」となった局面は否定できないと思う。

6.3 劉歆の古「栗氏嘉量」によつて製造した度量衡標準器

科学史の研究者の成果によると、成帝時代に劉向・劉歆父子が『考工記』を校正した時に「栗氏量」の原理を發現して、それを模倣したうえで「嘉量」とよばれる新しい量衡標準器を製造した。

『周礼』「考工記」の「臬（栗）氏為量」條に「量之以為鬴、深尺、内方尺而圓其外、其實一鬴。其臀一寸、其實一豆。其耳三寸、其實一升。重一鈞。其聲中黃鍾之宮。槩而不稅。其銘曰、『時文思索、允臻其極。嘉量既成、以觀四国。永啓厥後、茲器維則。』」とある。

『漢書』「律曆志」に劉歆の製造した「嘉量」に以下のように記載した。「其法用銅、方尺而圓其外、旁有庖焉。其上為斛、其下為斗。左耳為升、右耳為合。其狀似爵、以磨爵祿。上三下二、參天兩地、圓而函方、左一右二、陰陽之象也。其圓象規、其重二鈞、備氣物之數、合萬有一千五百二十。聲中黃鐘」。

後者の文章は前者と類似する文字によつて、研究者は「（『律曆志』）にこの一段の文字は『考工記』に記した栗氏嘉量の形制と基本的に一致したので、劉歆が恐らく栗氏嘉量の实物をみたことがあると推測することができる（這段文字和『考工記』所記栗氏嘉量的形制基本吻合。可推測劉歆可能親眼見過栗氏嘉量）」¹¹と判断した。実は文字が類似しているだけではなく、最も重要なのは清代から現代まで研究者が『考工記』「栗氏為量」の文字に基づいて復原した嘉量図と現存している王莽「嘉量」と比べたらその類似性は以下の3図¹²の示するように一目瞭然となったと思う。

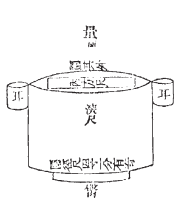
⁸ 連雲港市博物館等「尹湾漢墓簡牘初探」『文物』1996年10期を参照。

⁹ 『集簿』についての詳しい研究は廖伯源『秦漢史論叢』を参照。

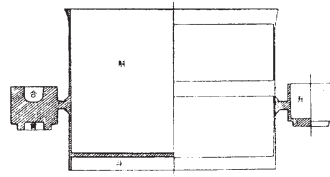
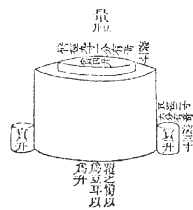
¹⁰ 王鳴盛『十七史商榷』卷15「元始戸口條」。

¹¹ 邱隆「中国最早的度量衡標準器——『考工記・栗氏量』」、『中国計量』2007年第5期、48頁。

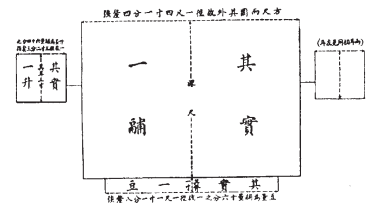
¹² これらの図は丘光明・邱隆・楊平『中国科學技術史（度量衡卷）』科学出版社2001年、221頁から引用したものの。



戴震『考工記圖』の栗氏量圖



王莽銅嘉量平面圖



吳承洛『中國度量衡史』の栗氏量圖

さらに強調しなければならないのは、いわゆる「嘉量」とは単なる量器ではなく、それは尺度・容量・重量とも三位一体となる国家法定たる度量衡標準器である。劉歆が古代文献によって製造したこの標準器はもしかすると前漢末に士大夫の「好是古非今」改革のなかの最も成功したものだと言っても決して過言ではないと思う。

七 刑法と道義と互に表裏関係たる「好是古非今」意識

前漢後期の儒者君臣が「好是古非今」した重要な動きは、「王道」の道徳を強調して「霸道」の法治を批判する改革を行ったことである。そのため、当時の皇帝が死刑の慎用についての詔令を下し、国家が老年と児童を保護する法令をつくり、士大夫は『春秋』の義によって「矯制」することをした。士大夫らは「今天下貪財賤義」の風潮を止めるために、政府に道義なければ「刑尤難」だと警告したこともある。

7.1 成帝「古法に準する」律令改革の詔

古代中国の刑法には最も重刑となるのは「大辟」、すなわち死刑である。『尚書』「呂刑」にいう「大辟疑赦」其罰千鍰」とあり、孔穎達の疏に『釋詁』云、辟、罪也。死是罪之大者、故謂死刑為大辟。」とある。漢の成帝は儒学を好みてそれによって刑法を改革するために、『尚書』の經文を引用して「大辟」という死刑を減ずるようにした。

『漢書』「刑法志」に

「至成帝河平中、復下詔曰、『甫刑』云『五刑之属三千、大辟之罰其属二百』、今大辟之刑千有余条、律令煩多、百有余萬言、奇請它比、日以益滋、自明習者不知所由、欲以曉喻衆庶、不亦難乎！於以羅元元之民、夭絶亡辜、豈不哀哉。其與中二千石・二千石・博士及明習律令者議減死刑及可蠲除約省者、令較然易知、条奏。『書』不云乎。『惟刑之恤哉。』其審核之、務準古法、朕將尽心覽焉。」とある。

ここでわかるのは、成帝は『尚書』「呂刑」の「五刑之属三千、大辟之罰其属二百」の語を根拠として、「今」の死刑が過乗だといひ、法律の専門家に「死刑」を減じてくれると求めた。それだけではなく、皇帝自ら「古法を準する」に死刑を控えるように「尽心」と宣言した。

「刑法志」に「至成帝鴻嘉元年、定令、『年未滿七歳、賊闖殺人及犯殊死者、上請廷尉以聞、得減死。』合於三赦幼弱老眊之人。此皆法令稍定、近古而便民者也。」と記した。

『漢書』作者の班氏は成帝期の「減死」という措置は特に老人と児童を対象としたことは、古制に近づいて、人民に有利だとの評価は正しいと思う。

7.2 『春秋』の義によって「矯制」での「群盜」容赦

武帝の時に董仲舒がすでに『春秋』決獄」という法律思想を提出して、彼の經書によって罪を認定する事案をかつて『春秋決事比』という本にまとめた。法律史専門家の用語でこれらの法律思想は「論心定罪」「引經注律」とよばれる儒家的な精神原則である。その原則は元帝以後になると『春秋』の義

によって造反した盗賊を容赦する事例もあった。

『漢書』「孫宝伝」に「(成帝) 鴻嘉中、広漢群盗起、選為益州刺史。広漢太守扈商者、大司馬車騎將軍王音子、軟弱不任職。(孫) 宝到部、親入山谷、諭告群盜、非本造意。渠率皆得悔過自出、遣歸田里。自劾矯制、奏商為乱首、『春秋』之義、誅首惡而已。商亦奏宝所縱或有渠率当坐者。商徵下獄、宝坐失死罪免。益州吏民多陳宝功效、言為車騎將軍所排。上復拜宝為冀州刺史、遷丞相司直。」とある。

漢代には庶民の造反は「盗賊」律を犯す重罪である。「盗」「賊」律は漢律中にいつも前二位を占めた。『唐律疏義』に「周衰刑重、戦国異制、魏文侯師於李悝、集諸国刑典、造『法經』六篇。一盗法・二賊法・三囚法・四捕法・五雜法・六具法。商鞅伝授、改法為律、漢相蕭何、更加悝所造戸興廩三篇、謂九章之律。」とあり、『晋書』「刑法志」に「九章律一盗律、悝以為王者之政莫急於盗賊、故其律始於盗賊。」とある。出土した張家山漢簡『二年律令』にしらべたらわかるように確かに第一条は『賊律』、第二条は『盗律』である。

成帝のとき、「群盗」が発生、刺史の孫宝「矯制」して群盗の「渠率」を逃げさせたあと、「誅首惡而已」という「春秋の義」によって、郡太守の扈商を「乱首」として弾劾した。このように儒家の經典にしたがって、「死罪」を冒して漢律の首罪たる「盗賊」の「乱首」を逃げさせたのみならず、また經典の義によって現役の郡太守を入獄させた。このような「是古非今」のやりかたは後漢の晩期しか考えられない。また、史料の「吏民多陳宝功效」によってみると孫宝がなぜ經典によって刑律従がなく行動した理由は、やはり上述した成帝の詔文にいう「近古而便民者也」にあると考えられる。

7.3 「不改其原、雖歲赦之、刑猶難使錯而不用也」の警告

元帝以後における「好是古非今」者の一つの批判する目標は、現実に蔓延している「貪財賤義」という社会的雰囲気である。『漢書』「匡衡伝」に元帝初即位した時、日蝕地震が発生した際、皇帝が「政治得失」について尋ねたことがあり、丞相匡衡の上疏に、

「臣聞五帝不同礼、三王各異教、民俗殊務、所遇之時異也。陛下躬聖德、開太平之路、閔愚吏民触法抵禁、比年大赦、使百姓得改行自新、天下幸甚。臣窃見大赦之後、姦邪不為衰止、今日大赦、明日犯法、相随入獄、此殆導之未得其務也。蓋保民者、『陳之以德義』、『示之以好惡』、觀其失而制其宜、故動之而和、綏之而安。今天下俗貪財賤義、好聲色、上侈靡、廉恥之節薄、淫辟之意縱、綱紀失序、疏者踰内、親戚之恩薄。婚姻之党隆、苟合徼幸、以身設利。不改其原、雖歲赦之、刑猶難使錯而不用也。」とある。

儒家の士大夫がここで強調したのは、『孝經』のいう「陳之以德義」「示之以好惡」にしたがって道徳を以って民に勧めるべきだ。また単なる懲罰や赦免などの刑律によって民を管理することは一時的な解決策だけであって、根本的な解決策ではない「政治」の「失」だと批判して、「刑猶難使錯而不用」だと警告した。

八 行政・山川にかかわる計画にみられる「好是古非今」

行政計画と山川計画とも古典の類書『方域』に入る内容である。前者は都城や辺邑を含め、後者は黄汎や洪水等を含むことである。この節で検討するのは前漢元帝以後、都城・外交・治水等にあらわす士大夫「好是古非今」意識である。

8.1 「盤庚改邑以興殷道」を模倣する洛陽への遷都案

後漢時代とは開国皇帝の劉秀が長安の東に位置した洛陽へ都を移してから「東漢」とも呼ばれた。それに対して前漢の都の長安は洛陽の西に位置するので、前漢はまた「西漢」と呼ぶ。実は、前漢時代にも都を長安から洛陽へ移そうという計画が遅くとも元帝の時代にも提出されて、しかもそれも一つの士大夫からの「好是古非今」の動きである。

『漢書』「翼奉伝」に

「臣聞昔者盤庚改邑以興殷道、聖人美之。(中略)如令處於当今、因此制度、必不能成功名。天道有常、王道亡常、亡常者所以必有常也。必有非常之主、然後能立非常之功。臣願陛下徙都於成周、左據成皋、右阻黽池、前鄉崧高、後介大河、建滎陽、扶河東、南北千里以為關、而入敖倉。地方百里者八九、足以自娛。東厭諸侯之權、西遠羌胡之難、陛下共己亡為、按成周之居、兼盤庚之德、萬歲之後、長為高宗。漢家郊兆寢廟祭祀之禮多不応古、臣奉誠難寘居而改作、故願陛下遷都正本。衆制皆定、亡復繕治宮館不急之費、歲可余一年之畜。」とある。

ここで翼奉の洛陽へ遷都すべき説はだいたい二点がある。第一は、「盤庚改邑以興殷道」を真似て周代の「成周」都を位置した洛陽へ遷都すべきと主張した。これがかれの「是古」説だ。第二は、「漢家郊兆寢廟祭祀之禮多不応古、臣奉誠難寘居而改作、故願陛下遷都正本」とは彼の「非今」説だ。翼奉の洛陽へ遷都すべき説が出てから、朝廷の士大夫から漢帝国の首都を「土中」という洛陽へ東遷したい議論は続々出されていて、ついに新莽の時代に実施し始め、後漢に至ってようやく実現することができた。

8.2 珠崖郡の廃止と西海郡の設置とも古制による動き

元帝の時代に辺郡の廃止や設置とも「是古非今」の意識にしたがって動き出したことは注目すべきだ。先ず、武帝期に設立して元帝より廃止された珠崖郡の史料を検討したい。

『漢書』「賈捐之伝」に「初、武帝征南越、元封元年立儋耳・珠崖郡、皆在南方海中洲居」とある。

『漢書』「元帝紀」に「珠崖郡山南鼎反、博謀群臣。待詔賈捐之以為宜棄珠崖、救民饑饉。乃罷珠崖。」とある。ここでの賈捐之が元帝に「宜棄珠崖」と説得した理由はなにであろうか。『漢書』「賈捐之伝」に「臣聞堯舜、聖之盛也(中略)地方不過數千里、西被流沙、東漸于海、朔南暨聲教、迄于四海、欲與聲教則治之、不欲與者不疆治也。(中略)武丁・成王、殷・周之大仁也、然地東不過江・黃、西不過氐・羌、南不過蠻荊、北不過朔方。(中略)至孝武皇帝(中略)西連諸國至于安息、東過碣石以玄菟・樂浪為郡、北却匈奴萬里、更起營塞、制南海以為八郡、則天下斷獄萬數、民賦數百、造塩鉄酒榷之利以佐用度、猶不能足。當此之時、寇賊並起、(中略)征伐不休之故也。(中略)『詩』云「蠢爾蠻荊、大邦為讎」、言聖人起則後服、中國衰則先畔、動為國家難、自古而患之久矣、何況乃復其南方萬里之蠻乎。(中略)夫一隅為不善、費尚如此、況於勞師遠攻、亡士毋功乎。求之往古則不合、施之當今又不便。臣愚以為非冠帶之國、『禹貢』所及、『春秋』所治、皆可且無以為。願遂棄珠崖、專用恤關東為憂。」とある。

賈捐之は珠崖郡の反乱にたいして「棄珠崖」という案を提出した理由をまとめると、三点くらいある。第一は、古代聖人の「堯舜」「武丁・成王、殷・周」の支配したとき、「仁」の徳を実施して、領土拡大をしなかったのが、反抗されることもなかった。第二は、武帝が四夷を征伐してから「征伐不休」で「寇賊並起」を行われた。第三は、周辺の民族にたいして教化すべき、征服すべからずと主張した。征服行為は「求之往古則不合、施之當今又不便」だったので、「棄珠崖」を廃止する方が良い。彼の観点は明らかに「好是古非今」の立場にたつものであり、当時、元帝の考えと一致したので皇帝の支持を得、「罷珠崖」となった。

士大夫らは武帝時期に周辺民族や國家への軍事的な拡張政策を批判しても、彼が領土を守るため辺郡都邑の建設を軽視することはなかった。平帝の王莽秉政するとき、王莽が儒家の經典に基づいて「西海郡」を増設したのはその典型的な一例である。

『漢書』「平帝紀」に元始4年「置西海郡、徙天下犯禁者處之。」とある。

新莽の「西海郡」を設置したことについての記載は『漢書』「平帝紀」「王莽伝」ともある。

『漢書』「王莽伝」に「莽既致太平、北化匈奴、東致海外、南懷黃支、唯西方未有加。乃遣中郎將平

憲等多持金幣誘塞外羌、使献地、願内属。」とあり、元始四年(4年)¹³に王莽が上奏して日に「太后秉統数年、恩沢洋溢、和氣四塞、絶域殊俗、靡不慕義。越裳氏重訳献白雉、黄支自三萬里貢生犀、東夷王度大海奉国珍、匈奴单于順制作、去二名、今西域良願等復拳地为臣妾、昔唐堯横被四表、亦亡以加之。今謹案已有東海・南海・北海郡、未有西海郡、請受良願等所献地为西海郡。臣又聞聖王序天文、定地理、因山川民俗以制州界。漢家地広二帝三王、凡十二州、州名及界多不応経。『堯典』十有二州界、後定為九州。漢家廓地遼遠、州牧行部、遠者三萬余里、不可為九。謹以経義正十二州名分界、以応正始。」とある。彼が「奏可」を得て、「又増法五十条、犯者徙之西海。徙者以千萬数、民始怨矣。」となった。

「西海郡」郡治の所在地については考古学の発見で確認できた。二十世紀四十年代に考古学者ら青海湖の東北側に、湟水南岸の金銀灘に「三角城」とよばれた古城遺址が発掘された。専門家が該当遺跡に発見された虎符石匱(写真1)・陶銭範(写真2)は王莽の創った西海郡の郡治所在地だと判断した¹⁴。

西海郡を設置した意義についての検討は本稿の内容を超えたので、論外にしたいが¹⁵、ここで強調したいのは王莽が提出した西海郡の設立する理由は、また儒家経義の利用にあたる。具体的にいうと、第一は、彼は「唐堯」を模範として平帝時代の漢帝国と四夷との間に「和氣四塞」という平和形勢となったのは「昔唐堯横被四表」と比肩できるほどと称賛した。第二は、彼が「東海・南海・北海郡」以外に「西海郡」を建立する理由は「聖王序天文、定地理、因山川民俗以制州界」である。第三は、王莽が「西海郡」を増設した一つの理由は既存している「定為九州」という行政区画の理念に不満を持ち、『堯典』十有二州界のように十二州制に改革したかったからである。

したがって、上述した二例によって少なくとも漢時代には元帝之後となってから儒学者といえる皇帝・士大夫たちが辺疆の行政区画を議論や企画する時、その廃止と設置とも儒家の経典が標準となり、すなわち理想中の古制を利用して現実の不合理的な制度を改革したいのは、当時の漢帝国政治における「好是古非今」という時代風潮だといえよう。

8.3 「遵古聖之法決山川」による成帝期の治河政策

山川湖海の管理は古代帝国領土経営には重要な一部であり、とりわけ如何なる黄河の水患を治理するかは最も一時代の支配者の指導能力をあらわせるところである。それについて「好是古非今」という君臣らどのような手腕を持つかと、ここで哀帝期における古制によって治河した典型的な一例をあげよう。

『漢書』「溝洫志」の記載には、哀帝初年、士大夫の平当が黄河の堤防管理する責任者であり、彼が上奏して曰く、

「九河今皆寘滅、按経義治水、有決河深川、而無隄防雍塞之文。河從魏郡以東、北多溢決、水跡難以分明。四海之衆不可誣、宜博求能浚川疏河者。」として待詔の賈讓が以下のように奏言をした。

「治河有上中下策。古者立国居民、疆理土地、必遺川沢之分、度水勢所不及。大川無防、小水得入、陂障卑下、以為汙沢、使秋水多、得有所休息、左右游波、寬緩而不迫。夫土之有川、猶人之有口也。治土而防其川、猶止兇啼而塞其口、豈不遽止、然其死可立而待也。故曰、「善為川者、決之使道。善為民者、宣之使言。」蓋隄防之作、近起戦国、雍防百川、各以自利。(中略)百余里間、河再西三東、迫阨如此、不得安息。」

¹³ 胡三省『資治通鑑考異』「漢紀」に「『王莽伝』傳、置西海郡在明年秋、今從『平紀』。」とある。

¹⁴ 安志敏『青海古代文化』、『考古』1959年第一期を参照。

¹⁵ 平帝時代に王莽の「西海郡」を設置した重要な意義は、詳しく馬彪『光武の新莽に「因りて改めず」について』、『山口文学志』第68巻2018年3月を参照。

「今行上策、徙冀州之民当水衝者、決黎陽遮害亭、放河使北入海。河西薄大山、東薄金隄、勢不能遠泛濫、期月自定。(中略)此功一立、河定民安、千載無患、故謂之上策。」

「若乃多穿漕渠於冀州地、使民得以溉田、分殺水怒、雖非聖人法、然亦救敗術也。(中略)民田適治、河隄亦成、此誠富国安民、興利除害、支數百歲、故謂之中策。」

「若乃繕完故隄、增卑倍薄、勞費無已、數逢其害、此最下策也。」

ここでわかるのは当時、「好是古非今」のなかに「古」を「是」したのは単なる經典の書籍ではなく、それ以外に大量な歴史の知識がなければならない。例えば平当が「按經義治水」と言いながら、如何に黄河水患を治理するについて彼が「宜博求能浚川疏河者」とはっきり要求を出した。また、賈讓の言う「治河有上中下策」という奏言では、その具体的な内容をみると、みな歴代各地方に行った黄河水患を治理した具体例であり、決して空言ではないことである。

九 「好是古非今」という改革の時代的な局限性

秦漢帝国の建立当初、新制度を創出し、古制を見捨てたのは時代的な要求であったが、帝国成立して二百余年を経てから各国家政策に不合理なところが見られてきたので、士大夫たちが最も早く古代制度の合理的、或いは理想化の部分を利用して、新しい社会問題を解決する試みをしようとなったのは、元帝以後「好是古非今」という時代風潮が起った主な原因であると考えられる。しかし、どんな試みでも失敗はありうることである。当時、失敗の例が数えられないほどあったが、ここで典型的なことをあげたい。

9.1 元帝時代に京房の「考功法」という提案の失敗

秦漢の制度には最も大切なものは皇帝制の下にある官僚制度の創立にあたる。しかし秦漢帝国の官僚制度の創建は長い間に試みがあったのは違いない。元帝時代至って士大夫から官僚制を補完するために、監督制度を設ける必要性があると提案した。

『漢書』「京房伝」に

「永光・建昭間、西羌反、日蝕、又久青亡光、陰霧不精。房数上疏、先言其将然、近数月、遠一歲、所言屢中、天子説之。数召見問、房対曰、「古帝王以功举賢、則萬化成、瑞応著、末世以毀譽取人、故功業廢而致災異。宜令百官各試其功、災異可息。」詔使房作其事、房奏考功課吏法。上令公卿朝臣與房會議温室、皆以房言煩碎、令上下相司、不可許。上意郷之。時部刺史奏事京師、上召見諸刺史、令房曉以課事、刺史復以為不可行。唯御史大夫鄭弘・光禄大夫周堪初言不可、後善之。是時中書令石顯顯權、顯友人五鹿充宗為尚書令、與房同経、論議相非。」とある。

ここで京房が「古帝王以功举賢」というスローガンを出して、さらに「瑞応」説を加え、「考功法」を設置すべき案を出した。彼の提案は「上意郷之」となったが、ついに宦官の石顯等の反対で失敗してしまっただけで、その官僚に監督機能ある「考功法」は後漢時代に建立した監察機構へ多大な影響を与えたの間違いないと思う。

9.2 元帝時、貢禹の金属貨幣廢止案の失敗

前漢後期の貨幣制度は一層發達してできた。当時、王寶『錢神論』に「錢」が「神」だという論の提出したのは最高の説明であろう。もし「好是古非今」論者が最大な失敗がなにかと聞いてたら恐らく彼らが提出した金属貨幣の廢止案であろうか。

『漢書』貢禹伝に

「又言古者不以金錢為幣、專意於農、故一夫不耕、必有受其飢者。今漢家鑄錢、及諸鉄官皆置吏卒徒、攻山取銅鉄、一歲功十萬人已上、中農食七人、是七十萬人常受其飢也。鑿地數百丈、銷陰氣之精、地臧空虚、不能含氣出雲、斬伐林木亡有時禁、水旱之災未必不繇此也。自五銖錢起已來七十余年、民

坐盜鑄錢被刑者衆、富人積錢滿室、猶亡厭足。民心動搖、商賈求利、東西南北各用智巧、好衣美食、歲有十二之利、而不出租稅。農夫父子暴露中野、不避寒暑、摔中把土、手足胼胝、已奉穀租、又出粟稅、鄉部私求、不可勝供。故民棄本逐末、耕者不能半。貧民雖賜之田、猶賤売以買、窮則起為盜賊。何者？末利深而惑於錢也。是以姦邪不可禁、其原皆起於錢也。疾其末者絶其本、宜罷採珠玉金銀鑄錢之官、亡復以為幣。市井勿得販売、除其租銖之律、租稅祿賜皆以布帛及穀。使百姓壹歸於農、復古道便。」とある。

貢禹が「罷採珠玉金銀鑄錢之官」という案を提出して、その「復古道」である「租稅祿賜皆以布帛及穀」建議は、時代遅れすぎるので失敗した。しかし彼に商業が農業に加害して、国家經濟を混乱させた「民棄本逐末、耕者不能半。貧民雖賜之田、猶賤売以買、窮則起為盜賊」という社会的弊害を見つけたのは当時の事実であるのは違いない。

9.3 成帝期における何武等の「更置州牧」案の失敗

前漢の行政制度として郡国并行制以外にも州制を設けた原因は恐らくいくつかあると思われるが、そのなかに古代の「州伯」を尊ぶのはきっと一つの重要な原因であろう。

『漢書』『朱博伝』に

「初、何武為大司空、又與丞相方進共奏言：「古選諸侯賢者以為州伯、『書』曰『咨十有二牧』、所以広聡明、燭幽隱也。今部刺史居牧伯之位、秉一州之統、選第大吏、所薦位高至九卿、所惡立退、任重職大。『春秋』之義、用貴治賤、不以卑臨尊。刺史位下大夫、而臨二千石、，輕重不相準、失位次之序。臣請罷刺史、更置州牧、以応古制。」奏可、及博奏復御史大夫官、又奏言：「漢家至德溥大、宇内萬里、立置郡県。部刺史奉使典州、督察郡国吏民安寧、故事居部九歳挙為守相、其有異材功効著者輒登擢、秩卑而賞厚、咸勸功樂進。前丞相方進奏罷刺史、更置州牧、秩真二千石、位次九卿。九卿缺、以高弟補、其中材則苟自守而已、恐功効陵夷、姦軌不禁。臣請罷州牧、置刺史如故。」奏可。」とある。

やはり既定の「州刺史」を「州牧」に改するのは、特に実務的な改革ではなく、とうとう「罷州牧、置刺史如故」となった。無意味に『書』『春秋』の言葉を利用して現存の制度を改革しても失敗でおわったのは、これが典型的な一例である。

時代変化してから改革したいのは当然のことであろうが、漢代後期における儒学に傾倒した皇帝と士大夫たちが既存している制度の問題点をつかまえ、歴史上に経験した合理性ある制度や方法、ないし古典中の理想的方案を探し出して、現実問題を解決したいが失敗があるのも極自然なことだろうと思われる。

十「好是古非今」改革の特徴とその形成原因

以上、本論には主に漢の元帝から前漢末にかけて「是古非今を好み」という史実を確認してきて、それらの史料をまとめてみると、なにかの特徴があるか、そしてその特徴の形成原因がなにであろうかと次のように述べたい。

10.1 「好是古非今」改革の士大夫集団特徴

「是古非今を好み」とはそもそも普遍的な士大夫意識だといえるが、上述した史実によると、漢の元帝からそれが士大夫集団の共通意識となったことは目立つ特徴である。例えば前漢初期の叔孫通や文帝時代の賈誼や武帝時代の董仲舒たちは、みな儒家士大夫として、先秦やとくに周王朝の古制と儒学思想によって「制礼」や「改正朔」や「春秋決獄」を創り出したが、あくまで個人的な貢献にとどまった。しかも彼らは官僚となったのは違いないが、博士・太中大夫・諸侯国相などの身分しかもってなかった。

しかし、元帝時代から朝廷には一つの士大夫官僚層が形成して、『漢書』『匡張孔馬伝贊』に「自孝

武興学、公孫弘以儒相、其後蔡義・韋賢・玄成・匡衡・張禹・翟方進・孔光・平当・馬宮及当子晏咸以儒宗居宰相位」とあり、それらの「儒宗」とよばれた 11 人の「宰相」のなかに、前三位の公孫弘・蔡義・韋賢を除いて、他の 7 人とも元帝～平帝の宰相である¹⁶。それだけではなく、元帝からの皇帝たちは、みなこれらの「儒宗」士大夫の太子太傅や太子少傅に育てられたことを考えたら、当時の皇帝が儒学を好むのと儒者を抜擢するのも当然なことであろう。ゆえに、班氏が『漢書』『郊祀志』に「元帝好儒、貢禹・韋玄成・匡衡等相繼為公卿」とコメントした。元帝以後における「是古非今を好み」意識と改革は、まさにこのような「好儒」の皇帝から支えられた「儒宗」丞相の率いた儒者士大夫集団が創り出したのは間違いないと思う。

10.2 「好是古非今」改革という時代風潮の変遷的な特徴

漢元帝の即位した初元元年（前 48 年）から平帝歿の元始五年（紀元 5 年）までの約半世紀の「好是古非今」改革の変遷を三段階に分けられて、以下のような元帝期・成帝期・哀平帝期それぞれの特徴があると考えられる。

第一には、元帝時代における提案は多く、実行少ない初期的な特徴。例えば、元帝初年、貢禹はから二つの天子廟が「宜毀」という提案にたいして、元帝は単なるやり易い郡国廟を廃止したが肝心な首都廟案を棚上げにした。元帝の時、「領尚書事」した蕭望之は、「古不近刑人」を理由として「宜しく中書宦官を罷す」と提案したが、やはり尚書事は武帝以来、皇帝の身の周り要職となったのみならず、父上の宣帝が起用した宦官の弘恭・石顕らを罷免しにくいので難航してしまった。また、京房の提出した「考功法」も朝廷の官僚らの反対で実行することができなかった。この時代に「好是古非今」の提案が多かった原因を追究すれば上述した君臣とも儒者ということにあったと想像しやすいが、改革の諸案が実行少なかったのは、やはり武帝～宣帝が残した人事基盤はまだ頑固で、改革したくても一定な柔軟性が必要だったと考えられる。

第二には成帝時代における提案の実行と失敗とも少なくなかった中期的な特徴。例えば、元帝の時にできなかった実現できなかった「罷中書宦官」という提案はついに成帝期に至って成功した。また、成帝の「求遺書於天下」によって古文を提唱されたことによって漢初期以来「礼壞樂崩」の局面を打破し始まったのはむしろ「好是古非今」改革の一大成功だともいえる。その原因の一つは、当時に劉向・劉歆等のおおぜいの古文経書を校正することができる大学問者がすでに出たと考えられる。しかし、この時期に改革の失敗も多かった。最も典型的な例は成帝初期に丞相匡衡など「帝王之事」のなかに最も大切なこととして提出した「郊祀」改革である。その改革のため帝国の郊祀が繰り返して移動したり改造したりしたが、結局に「復親郊礼如前。又復長安・雍及郡国祠著明者且半。」としたので郊祀の改革は大体失敗した。また、成帝期における何武等の「更置州牧」案を提出した理由は「古選諸侯賢者以為州伯」だったので「請罷州牧、置刺史如故」となった。しかし、これが実務的な改革ではなく、とうとう「罷州牧、置刺史如故」となった。これらの失敗に至った原因は多くあったかもしれないが、教条主義や理想化と実現化とのギャップであるのはその要因だと思う。

第三には哀帝・平帝期における提案が多くあり、実行したことも多くあった特徴がある。例えば、三十年を経て繰り返してきた「郊祀」改革はついに王莽らの「王」統による皇室祭祀系統は、王莽らの提案でついに実現された。「興辟雍、設庠序」という案は成帝期に提出したが成立することができなかった。その辟雍の建立は平帝の王莽乗政した時期に延長して建立した。中国科学史上には大成功した度量衡一体化たる「嘉量」とよばれた標準器もこの時代で誕生した。戦争の流血をしなくて西部地域の羌族と協議したうえに「西海郡」の成立。この時代に「好是古非今」改革は多く成功したその原

¹⁶ 前漢における「儒宗」士大夫についての詳しい検討は馬彪『秦漢豪族社会研究』「論漢代『儒宗』士大夫官僚階層」（中国書店 2002）を参照。

因はいくつかあると思う。まずこの時代には大体王莽を首としての外戚が帝国の実権力を握った段階に入ったので、昭・宣期に残された官僚と宦官の勢力が既に衰退しただけでなく、劉欽のような維新や更始を好む皇族出身の士大夫でも新興の外戚勢力を支持したのは無視できない原因である。もう一つの原因は元帝・成帝期に出された改革案と実践を重ねてきた経験に基づいて、集大成的な改革案が多く存在した。

10.3 「好是古非今」改革にみる理論から実践への指導力

前漢の始めに、儒者の叔孫通は漢の高帝に「夫儒者難与進取、可与守成」といったことがある。「守成」とは業績をうけつぎ保持する意である。『貞観政要』「君道」に「貞空十年、太宗、侍臣に謂ひて曰く、烈王の業、歩創と守髪と、孰れか勩きと。」と聞いたとき、房玄齡が「草創為難」と答え、魏徵が「守成則難」と答えた。太宗は「今草創之難、既已往矣、守成之難者、当思与公等慎之。」といった。やはり、唐の太宗と魏徵の君臣とも、平和時代には「守成の難さ」をよく「慎んで」たのは違いない。

さらにいうと「草創」のため武力によることを違い、業績をうけつぎ保持する「守成」のために、治国理論の文力を発揮するのは重要だと思う。ここで論じている元帝以降における「好是古非今」改革は、古典に載せるいにしへの制度や歴史の経験による儒家の治国理論が大活躍した時期を迎え、すなわち改革について理論から実践への指導力を発揮した特徴がある。例えば、「廟議」について、元帝時の韋玄成ら「王不祭於下土諸侯」という『春秋』の義によって、今後「郡国に在る」先帝の宗廟なら一切建てらなく、修繕しないと決議して、哀帝時の劉欽は古文経の『春秋左氏伝』によって「天子七廟」の「七」という数は「其正法数、可常数者也」と論じ、さらに武帝・宣帝の廟が「不宜毀」という結論を導いた。また、哀帝は即位したとき詔令をして、「孔子不云乎。『放鄭声、鄭声淫。』其罷樂府官。郊祭樂及古兵法武樂、在経非鄭衛之樂者、条奏、別属他官。」(『漢書』「礼楽志」)とした。これは皇帝が儒家經典によって官制を改革した一例である。類似の例が上述した史料にはいたるところがあると思うが、なぜ元帝以降、皇帝と士大夫とも理論から改革実践への指導力を発揮することができたかの原因について述べられるものが三点ある。一には武帝期以来、帝国が対外へ拡張方針から内務優先方針に変えたので、確かに既存の政策に不合理なところが続々出てきたのは事実である。それが元帝以後「非今」となった原因である。二には元帝以後の時代には確かに「重財軽義」の時代雰囲気が出て、それにたいして古代の制度特に儒家の仁義思想を提唱する必要があり、また古代の思想にはある合理性がある部分を回復する必要性も出たので、「是古」となった原因と考えられる。三には、武帝以来官僚層に大量な儒家士大夫の誕生や民間に残された古代書籍が復活したなどの原因で、士大夫が古代の制度や思想を「好み」になったことで可能になったと考えられる。

十一 結び 大「是」と大「非」に関わる時代的な改革

前漢における元帝「是古非今を好み」という改革は一体どのように位置づけられればよいか。筆者はまず唐時代の貞観改革についての記録を回顧しておきたいが、『貞観政要』「論礼楽」に「甚だ風俗を損じ、礼経を紊る斛り。迎に軽重宜しきを失ふ。理、須らく改革すべし」とある。歴史には驚く類似性があるが、唐の貞観時代に改革した目的や必要性とは、本稿に上述した漢の元帝以降の状況には非常に似ていて、すなわち、前漢の元帝以降になると、150余年を経た漢帝国はまさに「甚だ風俗を損じ、礼経を紊る斛り。迎に軽重宜しきを失ふ」ような深刻な局面に落ちたので、「須らく改革すべし」となったといえよう。ゆえに、当時の「是古」「非今」とはむしろその時代における最も大切な帝国制度改革であって、換言すれば「是古」「非今」とは大「是」と大「非」といえる時代的な動きであった。

さらにいうと、「非今」の目的は不合理な旧制を廃止したり、合理的な新制を立てたりする。合理的か不

合理かと判断する基準は古典・古制に合うかどうかをはかる基礎となる標準である。ゆえに、「非今」のために「是古」する。「是古」は手段で「表」であり、「非今」は目的で「裏」であり、互いに表・裏関係となることがわかった。

たしかに、漢帝国は劉氏一族だけのものだという正統的な立場に立て考えれば、漢の宣帝に「乱我家者、太子也」と言ったとおり、元帝は劉氏一家族の支配する漢帝国を終わらせた第一人者だったのは間違いない。しかし、150 余年を経てった前漢帝国の制度「改革すべし」という立場に立てれば、前漢時代の晩期の半世紀余には儒家の治国理論や理想の指導力を発揮して改革によって帝国を救った時代だったと認めなければならない。

その時代的な改革には儒家の理想が現実とのギャップによつての失敗もあったが、儒家思想全体として帝国創始以来の弊害を改革し、しかもその改革路線は新莽帝国、そして後漢帝国時代にも継続しつつ、最終的に秦の始皇帝が創始した帝国が 400 年以上にわたっていた強大な「秦漢帝国」として、世界古代史にも誇れることである。その 400 余年の「秦漢帝国」を「守成」したのは元帝からの儒者皇帝・士大夫たちの努力だったといえ、その「守成」者の第一人は「是今非古を好む」漢の元帝とその時代の士大夫たちだったと言っても過言ではない。

新莽時代における「復古」改革は上述した「是今非古を好む」時代風潮の延長だった。その「新」は「美号」によつて目指した改革であり、「復古」は手法だったので、一見矛盾していることであるが、実はその時代に「是今非古を好む」改革の集大成だったといえよう。